

第165回 石川県都市計画審議会

平成29年3月27日（月）10時00分から
石川県庁舎 11階 第1109会議室

◎事務局： 定刻になりましたので、ただいまから、第165回石川県都市計画審議会を開催いたします。それでは、審議に入ります前に、事務局を代表いたしまして、盛谷土木部長から一言ご挨拶申し上げます。

◎盛谷部長： 石川県土木部長の盛谷でございます。都市計画審議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。本日は、川上会長を始め、委員の皆様におかれましては、ご多忙の折、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。また、日頃より、県の土木行政、特に都市計画行政の推進に、温かいご指導・ご支援を賜っておりますことに対し、重ねて感謝申し上げます。

さて、北陸新幹線 金沢開業から2年が経過いたしました。2年目の観光客の入り込みについては、開業年に引き続き、兼六園・金沢城公園の入園者数や県内の主要温泉地の宿泊者数が、新幹線開業前を大きく上回るなど、県内全域で開業効果が持続しているところであります。県といたしましても、金沢港のクルーズと貨物のハード面における機能強化や、鼠多門・鼠多門橋の復元等による金沢城公園の魅力向上、温泉街など主要観光地における無電柱化による景観保全 など、地域の特性を活かした取組みを積極的に展開し、都市の魅力により一層磨きをかけ、開業効果を持続・発展させていくことが大切であると考えております。

更に、平成34年度末の北陸新幹線 敦賀開業を見据え、長期構想に掲げた「個性、交流、安心のふるさとづくり」を基本目標に据え、「人・ものの広域な交流のための基盤整備と活用」、「にぎわいのあるまちづくり」を通して、「輝く未来へ幸せを実現できるふるさとづくり」の実現に全力で取り組むこととしており、委員の皆様方におかれましては、引き続き、ご指導・ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日の審議会では、白山市における産業廃棄物処理施設に関する案件についてご審議を頂くこととしております。委員の皆様方には、どうか厳正なるご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

◎事務局： 続きましてお手元の配布資料の確認をお願いいたします。議事次第A4紙1枚、議案書A4冊子、参考資料「都市計画決定案件(市町決定)について」A3紙1枚をお配りしております。

資料の不足などございましたら、事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。本日の審議会には、出席依頼委員21名中、15名の委員の方々にご出席いただいております。それでは、これより川上会長に議事進行をお願い申し上げます。川上会長、よろしくお願いいたします。

◆川上会長： 本日は、委員の皆様にはご多用中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいま事務局からご報告がありましたように、半数以上の出席ということで、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、ご報告いたします。
それから、本日の議事録の署名委員ですが、今回は、池本委員と森河委員にお願いいたします。それでは議事に入りたいと思います。はじめに、事務局から前回の審議会の結果報告をお願いいたします。

◎事務局： 県都市計画課課長補佐の田中と申します。よろしくをお願いいたします。それでは、前回第164回審議会の結果についてご報告いたします。議案書の3ページをご覧ください。前回の審議会にて、承認する旨答申のありました、議第1579号の小松都市計画道路の変更につきましては、平成28年11月11日に県告示を行っております。以上で、前回審議会の報告を終わります。

◆川上会長： 今回の審議会には、4ページにありますように1件の議案が付議されております。早速ですが、議案の審議に入りたいと思います。委員の皆様におかれましては、議事進行にご協力のほど、よろしくをお願いいたします。
それでは、議第1580号「白山市鹿島町地内における特殊建築物の位置について」を上程します。では案件について、事務局から説明してください。

◎事務局： それでは、議第1580号「白山市鹿島町地内における特殊建築物の位置について」ご説明いたします。議案書は5ページ及び6ページとなります。こちらのスクリーンでご説明いたします。

産業廃棄物処理施設の位置の許可についてですが、建築基準法第51条のただし書の規定において、「都市計画区域内における産業廃棄物処理施設などの特殊建築物は、その敷地の位置について、県都市計画審議会が都市計画上支障ないと認めた上で、白山市などの特定行政庁が許可した場合に、新築・増築できる。」とされております。今般、白山市内において産業廃棄物処理施設の許可申請があったことから、その敷地位置の支障の有無について、本審議会に付議するものであります。なお、騒音・振動等の生活環境上の支障の有無等については、廃棄物処理法に基づいて別途環境部局において審査・許可を行っております。

まず、位置でございます。今回対象施設の位置関係について、ご説明させていただきます。まず北陸自動車道、そして美川インター、JR北陸本線の美川駅・加賀笠間駅、そして主要地方道鶴来美川インター線、主要地方道金沢美川小松線となります。鹿島工業団地内に位置し、美川インターに近接する赤線で囲った箇所が、今回対象のミナミ金属株式会社が運営する施設です。

許可が必要となる産業廃棄物処理施設の例です。施設の種類ごとに、処理能力が一定規模を超える場合、生活環境に与える影響が大きいことから、許可が必要となります。例えば、汚泥の乾燥は悪臭、廃油処理は水質悪化、がれきの破碎は騒音などを生ずることから、許可が必要となります。

今回の案件は、廃プラスチック類、がれき類の破碎施設で、処理能力が一日あたりの基準値6トン、100トンをそれぞれ超えることから許可が必要となります。なお、今回の対象施設は、建築物の新築・増築を伴うものではありませんが、基準となる処理能力を超える破碎機を新たに設置するため、許可が必要となります。

産業廃棄物の処理の流れについてご説明します。ミナミ金属株式会社は、これまでこの地において平成20年より、主に県内事業者から通信・情報機器等を収集・搬入しています。現在は一旦手作業により分別し、その後、小型の機械で破碎していますが、今回、写真にありますように大型破碎機を導入し、破碎・分別を機械で一括で行うことにより、リサイクル効率の向上を図るものです。

今回対象となるのは、廃プラスチック類及びがれき類の破碎で、施設の処理能力は最大で一日あたり廃プラスチック類が約21トン、がれき類が約460トンですが、実際の処理は一ヶ月あたりで廃プラスチック類が約5トン、がれき類が約1トンの計画と聞いております。

都市計画上の判断についての考え方としては大きく3点あります。一つ目は「土地利用計画との整合」でございます。市街化区域においては工業系の用途が望ましいなど、二つ目は「搬出入路の確保」主な搬出入のための道路が整備されているかなど、三つ目としては「敷地周囲の修景等」緑地の保全又は整備を行うことが望ましいなど、このように都市計画運用指針において示されています。

まずは1点目の、土地利用計画との整合についてです。位置関係でございますが、こちらが美川インターで、赤線で囲んだ部分が今回の申請区域です。用途地域は工業地域であり、オレンジ色の点線で示している鹿島工業団地内に立地しており、周囲も工業地域もしくは準工業地域で、隣接地も工業系の土地利用であることから、土地利用計画上の支障はないものと判断しております。

次に、搬出入路の確保です。搬入車両は、主要地方道金沢美川小松線から鹿島工業団地内の道路を通り、申請区域にアクセスします。各路線について、詳しく次に説明します。

まずこちらが主要地方道金沢美川小松線の現況写真です。車道幅員は6mであり、両側に歩道があります。この道路のT字交差点を右に曲がると、鹿島工業団地の入口となります。こちらは工業団地内の道路です。小松精練美川工場も利用している幅員約9mの道路です。こちらが工業団地内の区画道路となります。幅員は約6mあります。

同じく、工業団地内の区画道路です。ミナミ金属株式会社の一步手前のところになりますが、左側の青い建物が今回破碎機を設置する建屋であり、奥側が搬出入車両の出入口となります。これらの道路は、基本的に住宅地を通らないルートとなっており、地元町内会の理解も得られていることも踏まえ、交通上の支障は特段ないと判断しております。

こちらは、車両の出入口です。緑色の部分がトラック計量器であり、搬入・搬出時の車両を計測し、廃棄物の重量を確認します。右側の灰色の建物は、現

在、手で解体等を行っている既存の建物です。

次に、3点目の緑化計画についてご説明します。申請区域の市街地側の道路境界に面して植樹を行うなど、騒音低減や修景に配慮した緑化が計画されています。

続いて、関係機関等への説明及び調整状況をご説明します。周辺住民として、鹿島町町会及び生産組合に対し説明を行っており、住民等の理解を得られています。また、県廃棄物対策課の事前審査が終了しており、周辺環境への影響については、騒音・振動を測定したところ、影響はないレベルであると評価されています。

さらに、白山市の都市計画審議会においても、都市計画上の観点から支障はないとの意見をいただいております。

以上のことから、本案件の敷地の位置については、都市計画上支障はないと判断しております。

説明については以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

◆高山委員： 1点だけ確認させてください。今回設置する機械の処理能力についてです。1日約450t がれき処理できるという非常に大きな処理施設を投入するにも関わらず、現在の計画では月あたりの処理能力が1t と、桁が1桁、2桁間違えているのか、というくらい少ない処理計画になっているようですが、それほどしか処理が見込めないものになぜこれほど大きな処理施設を投入するのか、非常に不可解なんです。現状では、処理施設がないのでこういう1tである、ただし今後はこの施設に応じて処理を増やす、ふつうは増やさないと会社が持たないのではないか、という風に思ってしまうのです。計画ですからあくまでも1tと言われれば1tなのかもしれませんが、どうも、理解に苦しむところがありますが、説明をお願いできればという風に思います。

◎事務局： 今のご質問についてですが、スクリーンの下ほどにある破碎機、こちらが今回導入する機械でございます。処理能力、処理計画の数字については、間違いはございません。処理計画に対して処理能力が非常に大きいのではないかと、いうところについてご説明したいと思っております。今回、この事業者を確認したところ、なぜこれだけのものを導入するかというと、まず、これまで上段にありますような電話やパソコン、コピー機、電話交換機、これは手作業で分解をしている、というのがこれまででございました。今般、破碎機を導入して処理しようとした場合に、写真の右側でございます電話交換機、こういったものと、体積的に非常に大きいものとなっております。こういったものを上のバケツに投入して処理を行おうとすると、汎用性を考えるとこれだけの機械が必要になり、処理能力と処理計画の差が生じるということでございます。事業者側にも、最大能力がこれだけ大きい機械を導入するわけですので、今後の処理計画についても確認をしておりますが、基本的には、現在上段にありますよう

な電子機器を投入して現在処理を行っておりますが、聞くところによりますと、搬入量がこれから増えるわけではなく、今回は処理能力を上げるという観点からこういったものを導入するというところでございます。今後、例えば処理能力を増やしていきたいという風になった場合には、廃棄物処理法によって届出等必要になってきます。その時点でしっかりとチェックをしたうえで指導していく、という風になっております。以上でございます。

◆川上会長： よろしいでしょうか。

◎事務局： 都市計画課長の二塚でございます。補足させていただきます。右の電話交換機ですが、これは非常に大きいものでありまして、これを機械でいっぺんに処理をしたいということで、投入口が大きなものを用意すると、新たに新品のものを用意すると非常にお金がかかりますが、これは中古のものを仕入れまして、大きなものも処理できるように企業の方で準備いたしました。ですので、能力的には非常に大きなものですが、今まで一つ一つ手で分解していたものを、大きな電話交換機も機械で受け入れて、効率を上げようという形になっておりますので、高山委員のおっしゃる通り、処理能力と、実際の処理計画は、中古で汎用性のあるものを導入している、ということでございます。

◆川上会長： ほかにご意見ございませんか。

◆池本委員： 確認なのですが、今のご説明で現在の処理量が現処理計画と同じ、搬入量が現在とは変わることはないという風に理解してよろしいでしょうか

◎事務局： 搬入量につきましては、これまでと同じ、という風に聞いております。

◆池本委員： わかりました。つまり、これまでの搬入車両と変わらないということですね。

◆川上会長： ほかに、ご意見、ご質問ございませんか。ほかにないようですので、本案は承認されたことといたします。

◆川上会長： それでは、事務局のほうから、「都市計画決定案件（市町決定について）」報告をお願いします。

◎事務局： それではご説明いたします。お手元のA3、参考資料「都市計画決定案件(市町決定)について」をご覧ください。こちらは、前回第164回審議会の11月2日以降に、市町において決定告示された案件の一覧表でございます。小松都市計画地区計画の変更を始めとして、全部で11の案件が決定告示されております。下段の表に内訳がございしますが、土地利用に関する案件が5件、都市計画道路など都市施設が5件、市街地開発事業が1件となっております。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問・ご意見はありませんか。特に意見もないようですので、以上で本日諮問のありました案件、報告等につきましては審議が終了いたしました。それでは進行を事務局にお返しします。

◎事務局： 厳正なるご審議、誠にありがとうございました。
以上をもちまして、第165回石川県都市計画審議会を閉会といたします。皆様どうもありがとうございました。